

あおり運転禁止！

何の悪気もないのに、追越しや割り込みされたら逆恨みされ、車の後にぴったりとつかれたり、前に回り込まれて車線変更しても進路を妨害されたことはありませんか？

◎ あおり運転とは ◎

- 前車に衝突するような距離まで車間距離を詰め、道を譲るように強要する。
- 前車を猛スピードで追い回す。
- ハイビームやパッシング、クラクション、幅寄せ等の行為で他車を威嚇する。

など、他車に対する悪質で理不尽な嫌がらせ運転です。



◎ あおり運転対処法 ◎

- 命を脅かす危険な挑発行為は「相手にしない」ことが原則

～あおり行為を感じたら～

- ・ 左にウインカーをあげ先に行かせる。
- ・ 逃げるために超過速度で走行しない。

～それでも、あおり行為が続いたら～

- ・ コンビニの駐車場など人目のある場所に避難する。

～あおり運転の相手が車から降りてきたら～

- ・ ハザードランプを点滅させて110番通報する。
- ・ 周りの人に危険を知らせ、助けを求める。
- ・ ドアをしっかりロックして、決して外に出ない。



※ 無用なトラブルを避けるためにも、運転中は十分な車間距離をとるのが大前提！

必要な車間距離を保たないと、道路交通法第26条「車間距離の保持」の違反になることも。

- 高速自動車国道及び自動車専用道路で違反した場合
3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金、違反点数2点、反則金～大型1万2千円・普通9千円・二輪7千円・原付6千円
- その他の道路(一般道路)で違反した場合
5万円以下の罰金、違反点数1点、反則金～大型7千円・普通6千円・二輪6千円・原付5千円

～その車間距離近すぎませんか？その気はなくても威圧しているかも～

長崎県西海警察署